

- ・ 水源涵養機能や山林災害防止機能などの多面的な機能を有する森林の維持増進を図るために、計画的に植林、保育、間伐などの適切な森林管理に取り組みます。

### ●市民・事業者の取組について●

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生可能エネルギー設備の導入に努めます。</li> <li>・ 再生可能エネルギーなどの学習会に積極的に参加するなど、自発的な情報収集に努めます。</li> <li>・ 家電や自家用車の更新は、省エネ性能を考慮し行います。</li> <li>・ 使えるものは最後まで使うなど、“もったいない”意識を持った行動に努めます。</li> <li>・ 節水や省エネ対策に努めます。</li> <li>・ 家族団らんを心がけた生活スタイル（空間や機器をシェアすることで省エネ化）に努めます。</li> <li>・ 地球環境問題や気候変動影響に関する知識習得を積極的に行います。</li> <li>・ 自家用車の利用は極力控え、近くには徒歩や自転車、遠方へは公共交通機関を利用するように心がけます。</li> <li>・ 自家用車の利用時は、アイドリングストップやエコドライブに努めます。</li> <li>・ 地元産の農産物や製品の購入を積極的に行い、地産地消に努めます。</li> <li>・ 森林や里山の保全・育成活動に参加します。</li> <li>・ 公園や緑地などの維持管理に参加します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生可能エネルギー設備の導入や調達、高効率機器の導入に努めます。</li> <li>・ 再生可能エネルギーの有効活用に向けた技術開発や導入を図ります。</li> <li>・ クールビズやウォームビズの実施を積極的に行います。</li> <li>・ 脱炭素化に向けた新たな商品や製品の提供を通して、ライフスタイルやビジネススタイルの転換に努めます。</li> <li>・ 水の再利用及び雨水利用などの節水行動に努めます。</li> <li>・ 地球環境問題や気候変動影響に関する知識習得を積極的に行います。</li> <li>・ 事業用車両の利用時は、アイドリングストップなどエコドライブを徹底します。</li> <li>・ 事務所の建て替えやリフォーム時には、地元産木材の使用に努めるなど、事務所の在り方を通して、グリーン経営に資する取組に努めます。</li> <li>・ 森林や里山の保全・育成活動に協力します。</li> <li>・ 公園や緑地などの維持管理に協力します。</li> </ul>

## 基本目標 5

### 〈環境・経済好循環〉

## 環境を守り育てる仕組みを育むまちづくり

近年、世界では、パリ協定の発効やSDGsなど、環境・経済・社会の統合的な向上に向けた目標があらゆる国、あらゆる主体の目標として掲げられています。

それらの目標に向けて、企業は舵を切り、自主的な取組を行っています。一方、それらの取組を後押しする仕組みとして、環境や社会に貢献する取組への投資（ESG投資）が拡大しつつあります。

また、農作物の地産地消などの取組は、環境価値や経済価値だけでなく、身近な自然環境にふれあい、豊かな心を育む経済面だけでは推し量れない価値を含んでいます。

今後、これらの流れはますます加速していくものと推察される一方、新たな事業や取組への転換は、初期投資を要したり、従前より高コストになったりするなどビジネスとしてのリスクも抱えます。そのため、これらの取組を推進するためには、商品やサービスを選ぶ生活者が環境や社会の持続可能性を重視する視点を持ち、選択していくことで、新たな事業活動を積極的に支えていけるような取組が求められています。

そこで、環境を守り育てる仕組みや経済活動が地域に浸透していくように、国や県等の情報を収集するとともに、地域の事業者の取組を把握し、市民の方へ積極的に情報発信を行っていきます。

### ●環境指標について●

〈目標値を設定する指標について〉 設定なし

〈経年変化を把握する指標について〉

エコツーリズム・グリーンツーリズムのメニュー数（件／年）
------------------------------

環境マネジメントシステム認証取得事業件数（累計）
--------------------------

### 【ファッション業界気候行動憲章について】

平成30（2018）年12月に、人気ファッションブランドや小売業者、納入業者団体、さらには大手運輸会社1社を含むその他関係者が、そのバリューチェーン全体を通じ、ファッション部門の気候への影響に一致団結した取り組みを行うことで合意しました。

令和32（2050）年までに正味でゼロ・エミッションを達成するという業界のビジョンを盛り込むとともに、生産段階の脱炭素化から、気候に優しく持続可能な素材の選択、低炭素の輸送、消費者との対話と意識の向上に至るまで、拡大可能な解決策の促進に向けて金融関係者や政策立案者と連携し、循環型ビジネスモデルを模索することで、署名団体が取り組むべき課題を定めています。

出典：国際連合広報センター

## ● 施策について ●

### (1) 環境と産業の融合促進

#### ① 環境と農商工の連携

- ・ 化学肥料や化学合成農薬の使用を低減し、堆きゅう肥を活用した資源循環型農業の取組により、自然環境・生態系への負荷低減に配慮した環境創造型農業を推進します。
- ・ 農産物直売所の活用などによる食料の地産地消の取組により、地域で生産された農産物を地域内で加工・流通・消費を行い、経済の地域内循環を促進します。
- ・ 地域の環境資源を利活用した地域産業の創出・活性化に向けた調査研究に努めます。
- ・ 金融機関その他関係機関と連携し、経済界や国、県等の環境に関する動きについて情報発信を行います。また、地域内事業者の取組を把握し、市民へ情報発信を行います。

#### ② 地域資源を活かした産業の創出

- ・ 自然環境や歴史文化などの地域固有の魅力を知ることにより、その価値や大切さを再認識し、地域の活性化に結び付けるため、各種団体と連携し、環境意識の高揚につながるエコツーリズムやグリーンツーリズムを実施するとともに、ツアーメニューの充実を図ります。
- ・ 恵まれた自然環境を有している本市の特性を活かしながら、市が主体で環境に配慮した活動を積極的に取り組むことにより、食品・環境・エネルギー（再エネ）関連企業の立地を促進し、地域産業の多様化を図り、地域経済の基盤強化を促進します。

## ● 市民・事業者の取組について ●

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エコファーマー等の頑張っている農業者を支えるために、地元産の農産物を積極的に購入し、地産地消に努めます。</li> <li>・ グリーン購入に努めます。</li> <li>・ 企業の立地及び操業に対する理解に努め、商品・製品の購入等により地域企業を応援します。</li> <li>・ 観光資源として活用できる自然環境の整備や保全に努めます。</li> <li>・ 環境負荷の軽減に努力している事業者を応援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境創造型農業の取組に努めます。</li> <li>・ 安全、安心な農産物や製品を作ります。</li> <li>・ 環境負荷の少ない、また再生資源素材を使用した製品づくりに努めます。</li> <li>・ 市民の雇用創出等により地域住民との良好な関係構築に努めます。</li> <li>・ 地域の自然資源に磨きをかけ集客し、交流人口の増加による地域活性化に努めます。</li> </ul>

## 基本目標 6

### 〈人材育成〉

## 環境の保全と創出に貢献する担い手を育むまちづくり

環境に配慮した生活を送るためには、すべての市民・事業者の方が自分ごととして、環境に幅広く関心を持ち、環境の大切さを理解したうえで、主役となり行動していくことが不可欠です。

併せて、持続可能な地域づくりに向けては、次世代の育成や活動の継承も重要となります。さらに、これまで経験し得ない環境課題へ対応していくためには、「地域力（地域のつながり）」が重要となります。

そこで、地域環境や環境課題への関心を育むため、学習の機会の創出や普及啓発を進めるとともに、市民や事業者が行う環境活動を支援します。

さらに、環境教育を通して地域環境の担い手の発掘・育成を図ります。

### ●環境指標について●

#### ＜目標値を設定する指標について＞

項目	目標値
環境教育・環境学習の提供回数（回/年）	前年度より増加（累計値）
環境教育・環境学習を受けた人数（人/年）	前年度より増加（累計値）

#### ＜経年変化を把握する指標について＞

設定なし

### ●施策について●

#### (1) 環境に関する学習・啓発の推進

##### ①地域環境への関心を育む（環境教育・環境学習／郷土教育の推進）

- ・ 伝統的工芸品の播州毛鉤をはじめとした産業資源や各地域に伝わる伝統行事など、地域の自然環境や自然の恵みの中から創り出されてきた技術や祭礼などを、地域力を育む「地域の宝」と捉え、それらを継承するための活動を支援します。
- ・ 食を生産する農業にふれあい、田畑の役割や作物の生産過程を理解し、また、食べ物を大切にする気持ちを養えるような食育・食農教育を推進します。その中で、地域の環境（水、土、空気、生物、周辺景観など）や様々な自然の恵みへの気付きの機会を与えるなど、環境教育を推進します。
- ・ 身近な自然環境に触れ合う体験の場の創出を推進します。
- ・ 持続可能な社会形成に向けて脱炭素化に向けたライフスタイルの転換が重要であることから、エネルギーの生産や消費の在り方に関心を持つことは重要なことであるため、エネルギーに関する環境教育・環境学習（エネ育）を推進します。

## ②環境教育・学習の体制整備

- ・ 学校園において、環境について考えることは極めて重要であるため、身近な環境に対して継続的に関心を持ち続け、行動できるように子どもたちの発達段階や教育目的に応じた環境教育・環境学習の体制を整備し、多種多様なメニューの構築など内容の充実化を図ります。
- ・ 職場や自治会、各種団体などにおける環境教育・環境学習の機会づくりを促進し、市民に環境について幅広く考えてもらえる機会の創設や、西脇市民かんきょう大学の開催方法の検討など、環境教育・環境学習の場への裾野拡大に向けた体制整備や内容の充実化を図ります。また、関係機関とも連携し講師の派遣などの支援を行います。

## ③市内の環境情報の収集・発信

- ・ 市内外の暮らしに役立つ環境情報の収集を行い、市ホームページや広報紙の内容の充実を図り、随時情報発信を行います。

## (2) 環境保全活動の促進

### ①市民・事業者の環境保全・創出活動の支援

- ・ 環境に配慮したまちづくりは環境意識の芽生えた市民と企業が主役であり、ライフスタイルや事業活動においても、常に環境を意識した行動がなされるよう啓発を続けることで、環境に配慮した持続可能なまちづくりを推進します。
- ・ 環境保全への理解や取組の意識を高めるため、県など関係機関との連携により環境保全活動の様々な事例の紹介や活動場所の提供など普及啓発を図り、環境保全活動への積極的な参加を促進し、その活動を支援します。

### ②地域コミュニティにおける環境活動の推進と支援

- ・ 各地区が取り組む環境保全活動や関連イベントを支援します。また、各主体が共に協力・連携を図り、環境保全活動などに取り組めるような機会づくりに努めます。

### ③環境保全・創出活動の担い手育成

- ・ 新たに地域に根ざした環境保全活動に取り組む人材や組織の発掘・育成に努め、その活動を支援します。また、環境保全活動に取り組んでいる人材並びに組織などとの情報交換を促進します。
- ・ 次世代が活動しやすい環境づくりに努めます。

●市民・事業者の取組について●

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的・文化的資源を大切にし、後世に引き継いでいきます。</li> <li>・伝統的な技術、文化及び行事の継承に努め、祭礼などの行事に積極的に参加します。</li> <li>・食育活動、食農教育、エネ育に関する場に積極的に参加します。</li> <li>・環境学習会や環境イベントへ積極的に参加し、協力します。</li> <li>・日々の暮らしの中で、環境に関する話題の話し合いに努めます。</li> <li>・市のホームページや広報紙などの各種メディアから環境情報の収集に努め、知識を深めます。</li> <li>・環境に関する様々な情報の提供や活動情報の提供や紹介など、情報公開に協力します。</li> <li>・地域でのまちづくり活動の一環として、森林ボランティア、クリーン作戦及び緑化活動等の環境保全活動に積極的に取り組み、常に環境に配慮した行動を心がけます。</li> <li>・事業者や市などとも連携して環境保全に取り組めます。</li> <li>・商品購入やサービスを受けるときは、企業のCSR活動に対する理解に努め、社会に貢献する企業を応援するために、商品を優先的に購入します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的・文化的資源を大切にし、後世に引き継いでいきます。</li> <li>・伝統的な技術、文化及び行事の継承に努め、祭礼などの行事に積極的に参加します。</li> <li>・食育活動、食農教育、エネ育など、環境教育・環境学習に関する場の提供に努めます。</li> <li>・環境保全の取組についての情報公開を行います。</li> <li>・従業員の環境保全に対する意識の高揚に向け、環境学習会や環境イベントへの参加を促進し、職場学習を推進します。</li> <li>・市のホームページや広報紙に掲載されている環境情報を活用します。</li> <li>・環境に関する様々な情報の提供や活動情報の提供や紹介などに協力します。</li> <li>・職場や地域での環境保全活動へ積極的に参加します。</li> <li>・従業員が環境保全活動に参加しやすい体制を作ります。</li> <li>・市民や市などとも連携して環境保全に取り組めます。</li> <li>・企業のCSR活動への取組に関する情報を積極的に開示します。</li> <li>・市民への工場見学の受入など、可能な限り企業活動の理解増進に努めます。</li> </ul>

日期	姓名	性别	年龄	职业	住址	联系电话
2023-12-25	张三	男	35	教师	北京市朝阳区	13800138000
2023-12-25	李四	女	28	医生	北京市海淀区	13900139000
2023-12-25	王五	男	45	工程师	上海市浦东新区	13600136000
2023-12-25	赵六	女	30	设计师	广州市天河区	13500135000
2023-12-25	孙七	男	50	企业家	深圳市南山区	13400134000
2023-12-25	周八	女	25	程序员	杭州市西湖区	13300133000
2023-12-25	吴九	男	40	律师	北京市西城区	13200132000
2023-12-25	郑十	女	38	会计	武汉市江汉区	13100131000
2023-12-25	冯十一	男	22	学生	成都市高新区	13000130000
2023-12-25	陈十二	女	55	退休	南京市鼓楼区	12900129000
2023-12-25	褚十三	男	32	销售	昆明市五华区	12800128000
2023-12-25	褚十四	女	27	护士	海口市龙华区	12700127000
2023-12-25	褚十五	男	42	司机	贵阳市观山湖	12600126000
2023-12-25	褚十六	女	33	文员	海口市秀英区	12500125000
2023-12-25	褚十七	男	48	农民	贵阳市白云区	12400124000
2023-12-25	褚十八	女	29	教师	海口市琼山区	12300123000
2023-12-25	褚十九	男	52	工人	贵阳市乌当区	12200122000
2023-12-25	褚二十	女	37	医生	海口市美兰区	12100121000

## 第5章

### 計画の推進体制

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理



## 1 計画の推進体制

本計画を効率的かつ確実に推進していくためには、市民、事業者、市が連携、協働して取り組んでいく必要があります。

また、その取組状況を共有し、施策の実効性や目標の妥当性を定期的に点検し、計画を継続的に進行管理することも重要になってきます。

### ①環境施策推進調整会議 ー庁内の推進体制ー

庁内における本計画の推進組織として、関係部局で構成する「環境施策推進調整会議」を設置し、計画の進捗状況を点検しながら環境に配慮した施策を進めます。

### ②西脇市環境審議会 ー専門的な立場による審議・提言組織ー

環境審議会は、計画の策定や変更、計画の推進について審議し、市は、審議会からの答申や提言を受けてその反映に努めます。

## 2 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするために、各部局における各種施策の実施状況について、定期的な把握と点検を行う進行管理が必要となります。本市の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、PDCA「計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Act）」を繰り返すことによって行います。

- ・ 計画・実施の点検では、まず「環境施策推進調整会議」にて実際の取組状況や目標の達成状況などについて把握を行います。
- ・ まちづくり市民アンケートなどにより、市民の環境に対する意識や計画の実施状況、計画実施の効果（まちの様子の変化）などについても把握していきます。
- ・ 把握した情報を「環境審議会」に報告します。
- ・ 次にこれらを諮問に基づく「環境報告書」として取りまとめ、市民や事業者に広く公表することによって、多方面からの意見や提言を求めながら計画の進行管理を行っていきます。

これらの点検・評価結果のほか、策定後の環境に関する社会情勢や市民のニーズの変化などを踏まえ、概ね5年を目途として必要に応じ施策、取組方法の改善・見直し、新規施策等の検討・立案、目標の見直しを行います。

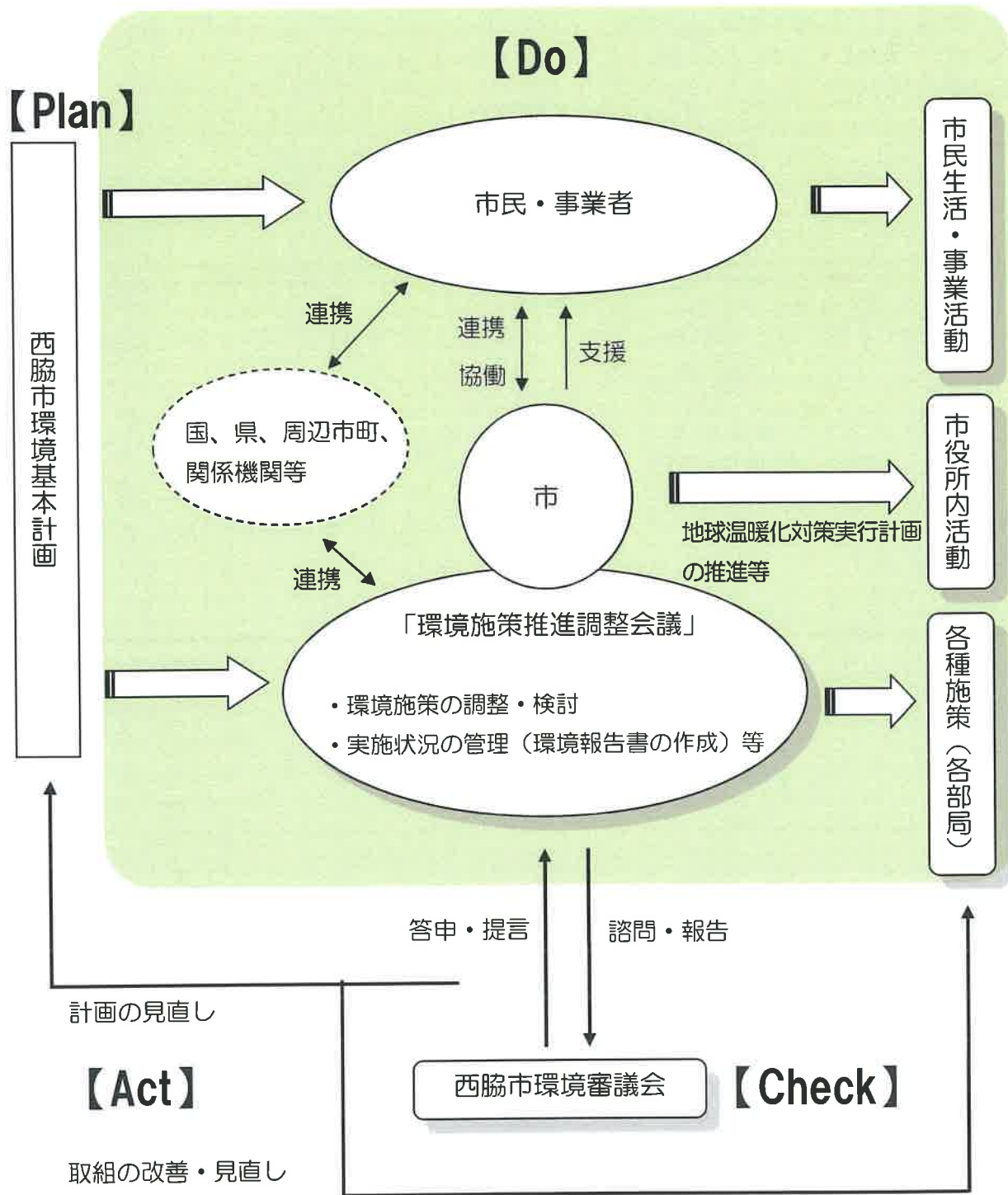


図- 24 推進体制

[100]

[110]



# 第6章

## 資料編

- 1 西脇市の概況
- 2 環境基準等
- 3 西脇市環境審議会
- 4 計画策定経過
- 5 用語解説

## 1 西脇市の概況

### 1 地勢、土地利用等

#### (1) 地勢

本市は、西脇地区、津万地区、日野地区、重春地区、野村地区、比延地区、芳田地区、黒田庄地区からなり、兵庫県のほぼ中央部、東経 135度と北緯35度が交差する「日本列島の中心」に位置しています。

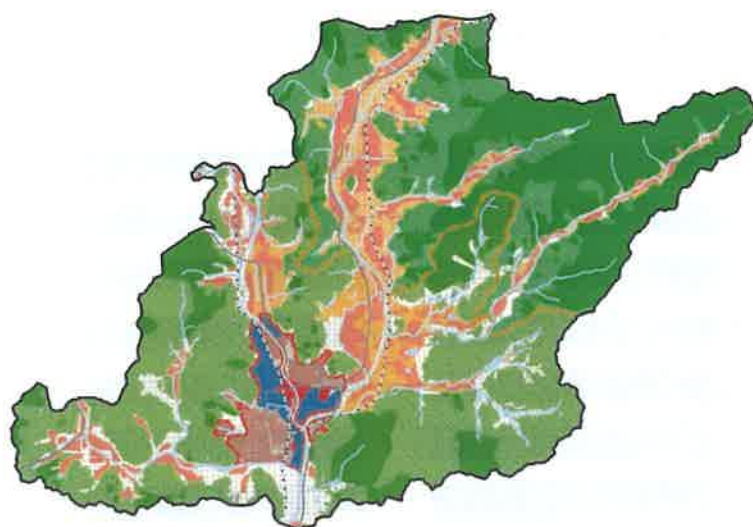
地形的には、中国山地の東南端が播磨平野に接する地点にあり、標高 200～ 600mの山々・丘陵に囲まれており、加古川、杉原川、野間川が流れ、川沿いの平野部に集落が形成されています。

交通条件は、南北に国道 175号が走り、中国自動車道と接続しています。市中心部から北西部にかけて国道 427号が走っています。鉄道については、加古川沿いにＪＲ加古川線が通り、山陽本線加古川駅と福知山線谷川駅を結んでいます。



出典：第2次西脇市総合計画

西脇市 土地利用図



凡例

- 西脇市 行政区域
- 河川
- 鉄道路線
- 鉄道駅

都市地域

- 市外化区域
- 市街化調整区域

住宅地

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域

商業地

- 商業地域
- 近隣商業地域

工業地

- 準工業地域
- 工業地域

農業地域

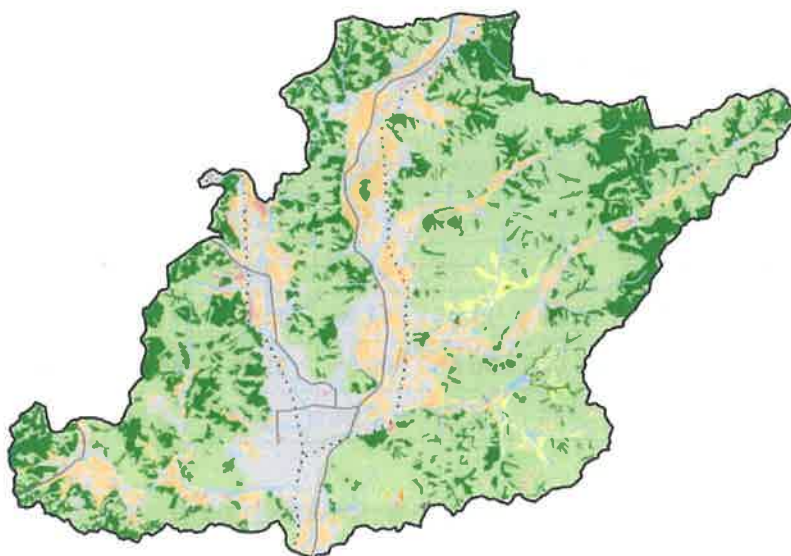
- 農用地区域
- 農業地域

森林地域

- 保安林
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 森林地域

0 2.5 5 km

西脇市 植生図



凡例

- 西脇市 行政区域
- 道路
- 河川
- 鉄道路線
- 開放水域

植生

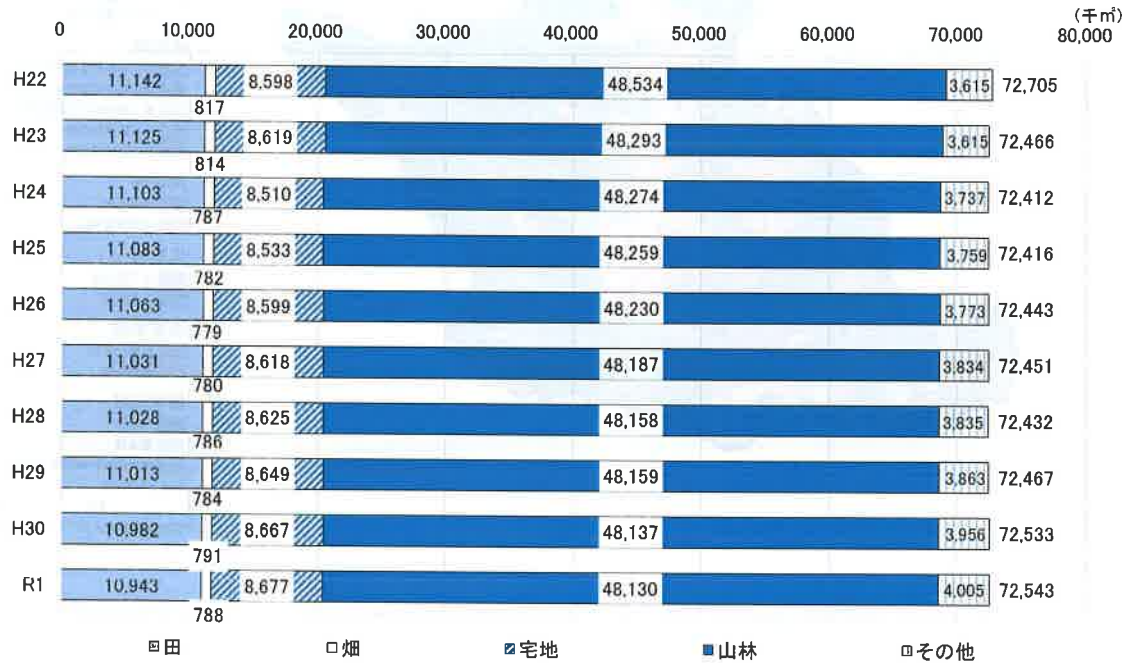
- 常緑広葉樹林
- 暖温帯針葉樹林
- 丘陵地・海岸砂礫地針葉樹林
- 落葉広葉樹林
- 沼沢林
- 河川林
- 常緑広葉樹二次林
- 落葉広葉樹二次林
- 常緑針葉樹二次林
- タケ・ササ群落
- 低木群落
- 二次草原
- 快速路地群落
- 灌原・河川・池沼植生
- 樹林地
- 竹林
- 牧草地・ゴルフ場・芝地
- 耕作地
- 市街地

0 2.5 5 km

## (2) 土地利用等

本市の地目別土地利用面積は、田が10,943千㎡（全体の15.1%）、畑が788千㎡（全体の1.1%）、宅地が8,677千㎡（全体の12.0%）、山林が48,130千㎡（全体の66.3%）、その他が4,005千㎡（全体の5.5%）となっています。（令和元（2019）年1月2日）

地目別土地利用面積(有租地面積)



出典:市統計書(令和元年版)の総務部税務課(各年1月2日現在)

地目別土地利用面積(有租地面積)割合表

年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
田	15.3%	15.4%	15.3%	15.3%	15.3%	15.2%	15.2%	15.2%	15.1%	15.1%
畑	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%
宅地	11.8%	11.9%	11.7%	11.8%	11.8%	11.9%	11.9%	11.9%	11.9%	12.0%
山林	66.8%	66.6%	66.7%	66.6%	66.6%	66.5%	66.5%	66.5%	66.4%	66.3%
その他	5.0%	5.0%	5.2%	5.2%	5.2%	5.3%	5.3%	5.3%	5.5%	5.5%

出典:市統計書(令和元年版)の総務部税務課(各年1月2日現在)

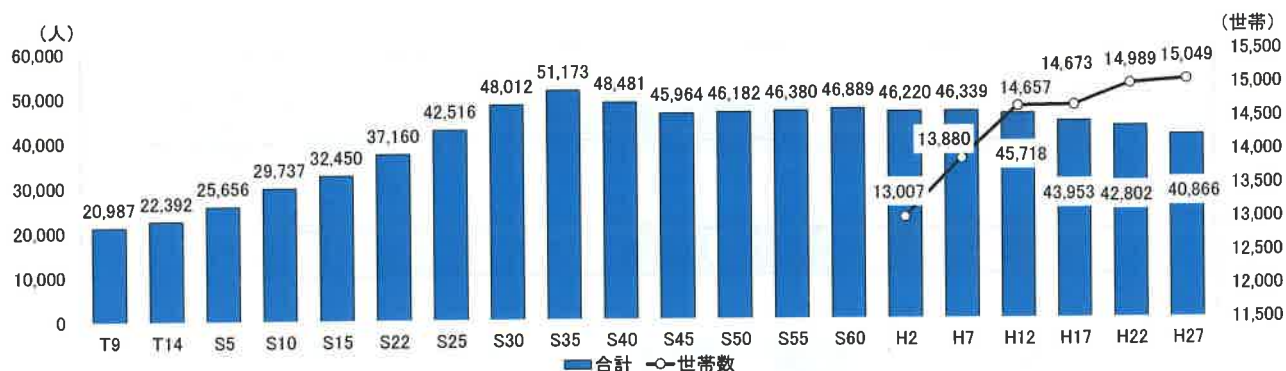
## 2 人口・世帯数

### (1) 人口

本市の人口は40,866人、世帯数は15,049世帯となっています（平成27（2015）年10月）。

大正9（1920）年から昭和35（1960）年までは、人口が増えていますが、それ以降は減少傾向にあります。世帯数は、増加傾向にあります。

人口及び世帯数の推移



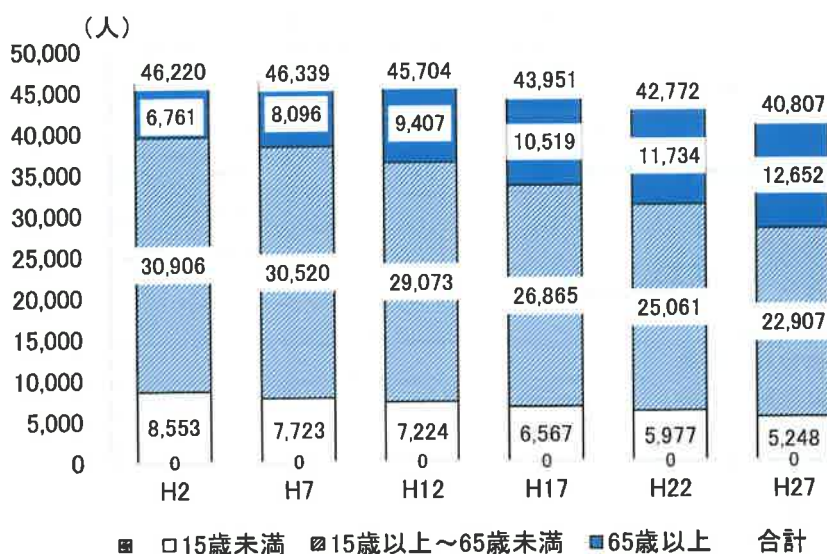
出典：市統計書より国勢調査

※大正9（1920）年～昭和25（1950）年の人口は、旧多可郡西脇町、日野村、重春村、比延庄村を合計したものです。

### (2) 年齢3区分別人口の推移

本市の年齢3区分人口は、15歳未満が5,248人（全体の12.9%）、15歳以上～65歳未満が22,907人（全体の56.1%）、65歳以上が12,652人（全体の31.0%）となっています（平成27（2015）年10月）。15歳未満、15歳以上～65歳未満の人口は減少、65歳以上は増加しており、65歳以上が占める割合が3割を超えています。

年齢3区分別人口の推移



出典：市統計書より国勢調査

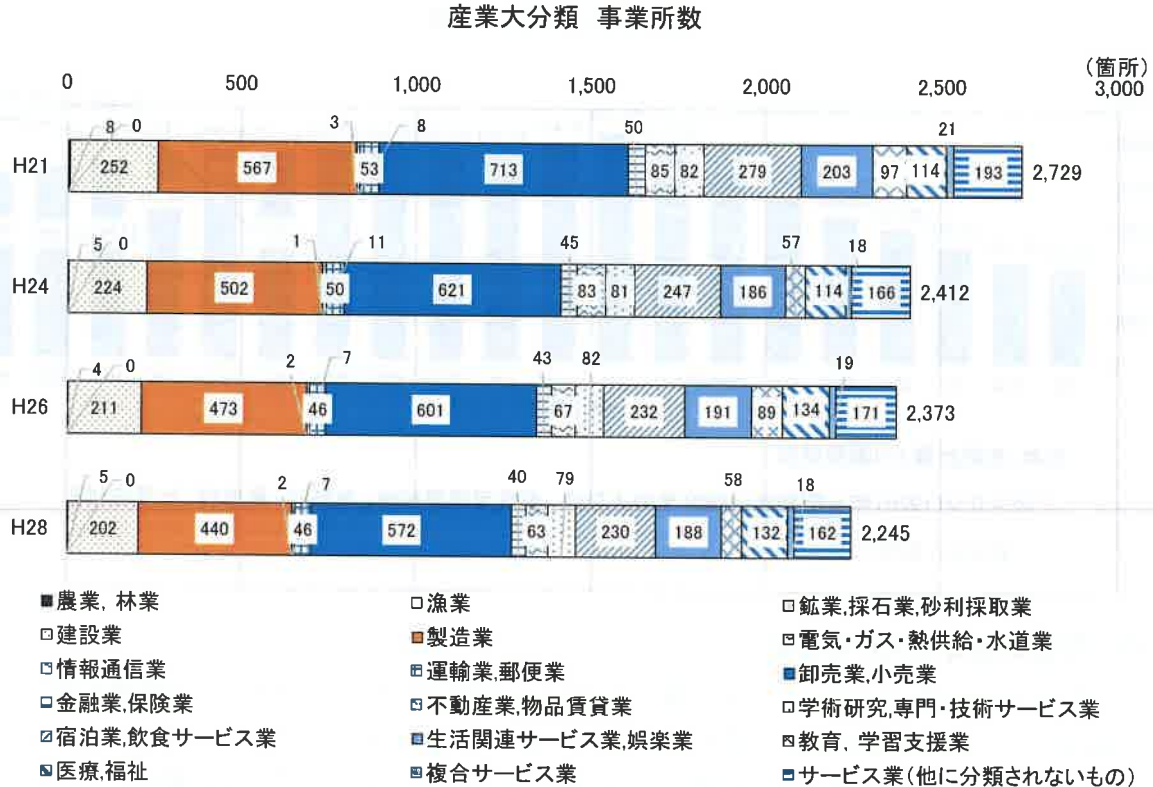
※平成2（1990）年～12（2000）年の人口は、旧多可郡黒田庄町を合計したものです。



### 3 産業

#### (1) 産業大分類 事業所数

本市の大分類での事業所数で最も多いものは、卸売業、小売業 572箇所（全体の25.5%）、次に製造業 440箇所（全体の19.6%）となっています（平成28（2016）年）。全体的に減少傾向にあります。



出典：市統計書(令和元年版)より経済センサス-基礎調査及び活動調査

産業大分類 事業所数割合表

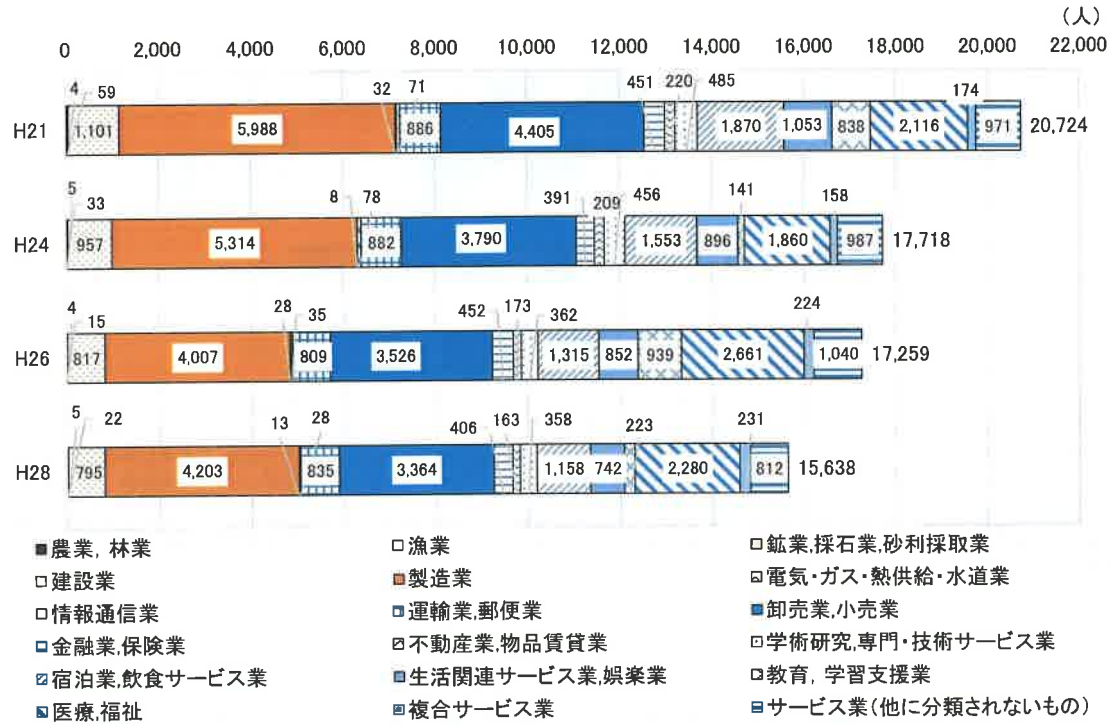
産業大分類	H21	H24	H26	H28
農業, 林業	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%
漁業	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
建設業	9.2%	9.3%	8.9%	9.0%
製造業	20.8%	20.8%	19.9%	19.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%
情報通信業	0.3%	0.5%	0.3%	0.3%
運輸業, 郵便業	1.9%	2.1%	1.9%	2.0%
卸売業, 小売業	26.1%	25.7%	25.3%	25.5%
金融業, 保険業	1.8%	1.9%	1.8%	1.8%
不動産業, 物品賃貸業	3.1%	3.4%	2.8%	2.8%
学術研究, 専門・技術サービス業	3.0%	3.4%	3.5%	3.5%
宿泊業, 飲食サービス業	10.2%	10.2%	9.8%	10.2%
生活関連サービス業, 娯楽業	7.4%	7.7%	8.0%	8.4%
教育, 学習支援業	3.6%	2.4%	3.8%	2.6%
医療, 福祉	4.2%	4.7%	5.6%	5.9%
複合サービス業	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%
サービス業(他に分類されないもの)	7.1%	6.9%	7.2%	7.2%

出典：市統計書(令和元年版)より経済センサス-基礎調査及び活動調査

## (2) 産業大分類 従業者数

本市の大分類での従業者数で最も多いものは、製造業 4,203人（全体の26.9%）、次に卸売業、小売業 3,364人（全体の21.5%）となっています（平成28（2016）年）。製造業と卸売業、小売業が比較的大きく減少しています。

産業大分類 従業者数



出典：市統計書（令和元年版）より経済センサス-基礎調査及び活動調査

産業大分類 従業者数割合表

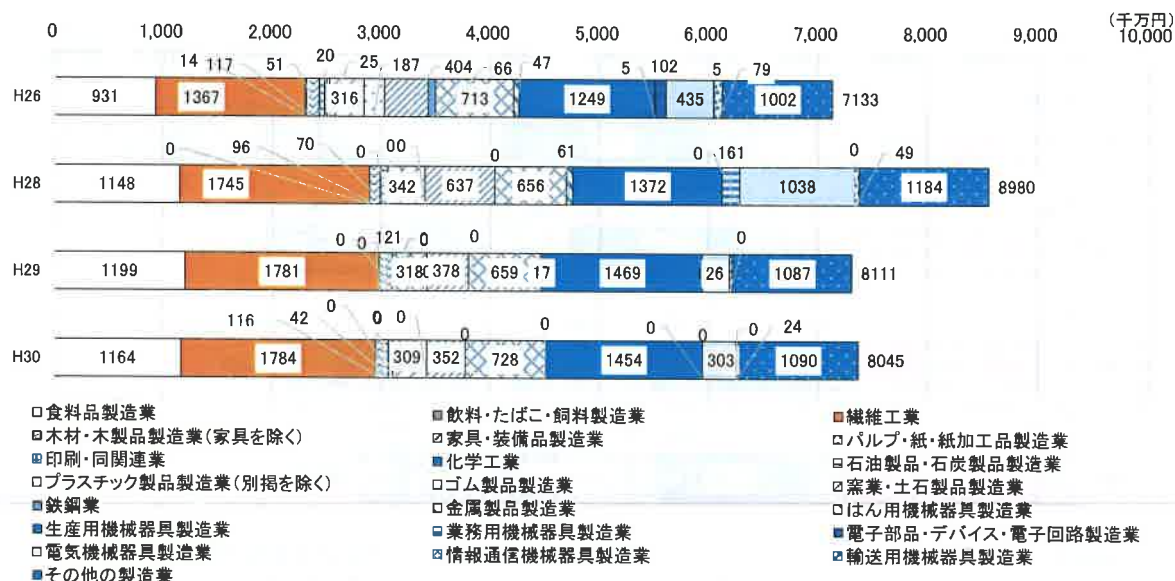
産業大分類	H21	H24	H26	H28
農業, 林業	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%
漁業	-	-	-	-
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
建設業	5.3%	5.4%	4.7%	5.1%
製造業	28.9%	30.0%	23.2%	26.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	0.2%	0.0%	0.2%	0.1%
情報通信業	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%
運輸業, 郵便業	4.3%	5.0%	4.7%	5.3%
卸売業, 小売業	21.3%	21.4%	20.4%	21.5%
金融業, 保険業	2.2%	2.2%	2.6%	2.6%
不動産業, 物品賃貸業	1.1%	1.2%	1.0%	1.0%
学術研究, 専門・技術サービス業	2.3%	2.6%	2.1%	2.3%
宿泊業, 飲食サービス業	9.0%	8.8%	7.6%	7.4%
生活関連サービス業, 娯楽業	5.1%	5.1%	4.9%	4.7%
教育, 学習支援業	4.0%	0.8%	5.4%	1.4%
医療, 福祉	10.2%	10.5%	15.4%	14.6%
複合サービス業	0.8%	0.9%	1.3%	1.5%
サービス業(他に分類されないもの)	4.7%	5.6%	6.0%	5.2%

出典：市統計書（令和元年版）より経済センサス-基礎調査及び活動調査

### (3) 産業中分類 製造品出荷額

本市の工業における製造品出荷額で最も多いものは、繊維工業1,784,197万円、次に生産用機械器具製造業1,454,294万円（平成30（2018）年）となっています。

製造品出荷額



出典：平成28(2016)年のみ経済センサス-活動調査、それ以外は工業統計  
 ※平成26(2014)年～平成30(2018)年で共通して0の値を示すものは、図から削除しています。

表 製造品出荷額

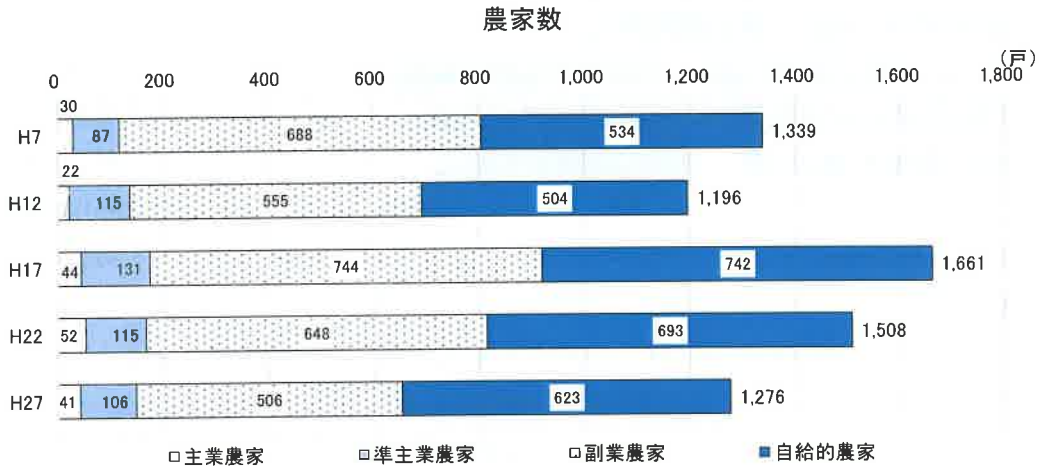
産業中分類	H26	H28	H29	H30
製造業計	7,133,148	8,979,772	8,111,118	8,045,167
食料品製造業	931,210	1,148,274	1,199,010	1,163,957
飲料・たばこ・飼料製造業	-	X	X	X
繊維工業	1,367,045	1,744,896	1,781,446	1,784,197
木材・木製品製造業(家具を除く)	13,580	X	X	X
家具・装備品製造業	-	-	X	X
パルプ・紙・紙加工品製造業	116,774	96,147	121,324	116,319
印刷・同関連業	51,007	69,608	X	42,150
化学工業	20,241	X	X	X
石油製品・石炭製品製造業	25,000	X	X	X
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	315,755	342,385	318,389	309,264
ゴム製品製造業	186,802	X	X	X
窯業・土石製品製造業	403,616	637,411	378,256	351,591
鉄鋼業	66,397	X	X	X
金属製品製造業	713,331	655,561	658,806	728,478
はん用機械器具製造業	46,852	60,904	16,640	X
生産用機械器具製造業	1,248,642	1,371,594	1,469,169	1,454,294
業務用機械器具製造業	4,500	161,007	X	X
電子部品・デバイス・電子回路製造業	101,572	X	X	X
電気機械器具製造業	435,302	1,038,137	251,596	302,751
情報通信機械器具製造業	4,504	-	X	X
輸送用機械器具製造業	78,530	48,687	25,930	23,919
その他の製造業	1,002,488	1,184,414	1,086,935	1,089,513

出典：平成28年(2016)のみ経済センサス-活動調査、それ以外は工業統計

※「-」は該当数値なし、「X」は集計対象となる事業所が1又は2であるため、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所です。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差し引きで判明する箇所は、併せて「X」としています。

#### (4) 農業（農家数）

本市の農家数の内訳は主業農家が41戸（全体の3.2%）、準主業農家が106戸（全体の8.3%）、副業農家が506戸（全体の39.7%）、自給的農家が623戸（全体の48.8%）となっています（平成27（2015）年）。自給的農家の占める割合が増えています。



出典:世界農林業センサス、農業センサス(各年2月1日現在)

※主副業別は、農業所得と農業労働力の状況を組み合わせて農業生産の担い手農家をより鮮明に析出する農家分類

- ・ 主業農家とは農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の自営農業従事60日以上の方がいる農家
- ・ 準主業農家とは農外所得が主で、65歳未満の自営農業従事60日以上の方がいる農家
- ・ 副業農家とは65歳未満の自営農業従事60日以上の方がいない農家(調査期日前1年間に農産物の販売を行わなかった農家を含む。)

※平成17(2005)年は、旧西脇市と旧黒田庄町を合計したもの、平成22(2010)年以降は新「西脇市」のものです。

農家数割合表

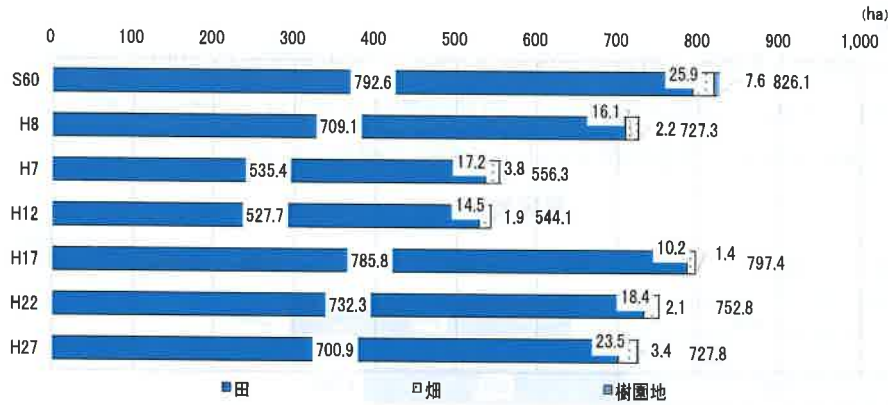
年	H7	H12	H17	H22	H27
主業農家	2.2%	1.8%	2.6%	3.4%	3.2%
準主業農家	6.5%	9.6%	7.9%	7.6%	8.3%
副業農家	51.4%	46.4%	44.8%	43.0%	39.7%
自給的農家	39.9%	42.1%	44.7%	46.0%	48.8%

出典:世界農林業センサス、農業センサス(各年2月1日現在)

#### (5) 農業（経営耕地の状況）

本市の経営耕地の状況は田が700.9ha、畑が23.5ha、樹園地が3.4haとなっています（平成27（2015）年）。

### 経営耕地の状況

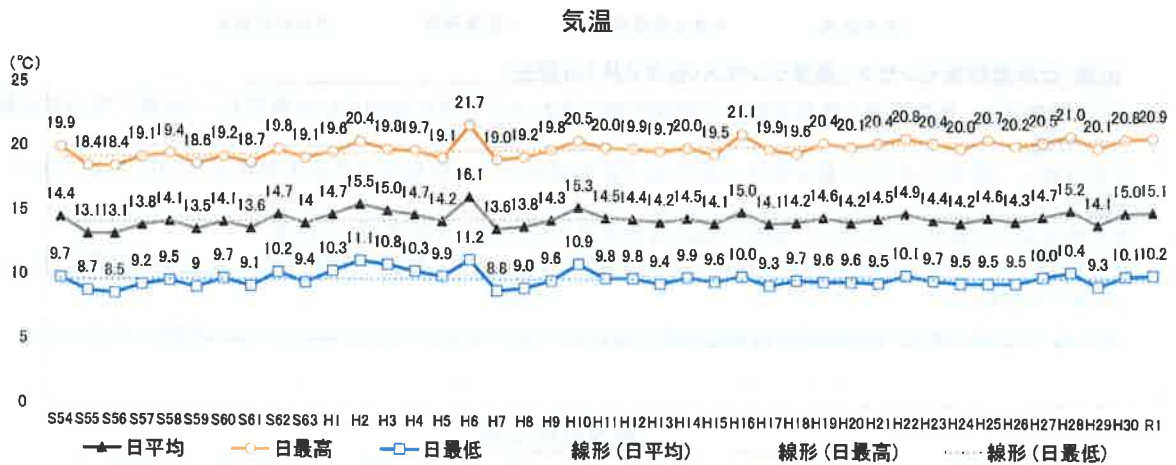


出典：世界農林業センサス、農業センサス（各年2月1日現在）  
 ※平成17（2005）年は、旧西脇市と旧黒田庄町を合計したもの、平成22（2010）年以降は新「西脇市」のものであります。

## 4 気候

### (1) 気温

本市の年間の日平均気温は15.1℃、日最高気温は20.9℃、日最低気温は10.2℃となっています（令和元（2019）年）。日平均気温は昭和54年値から現在までに1～2℃ほど上がっています。

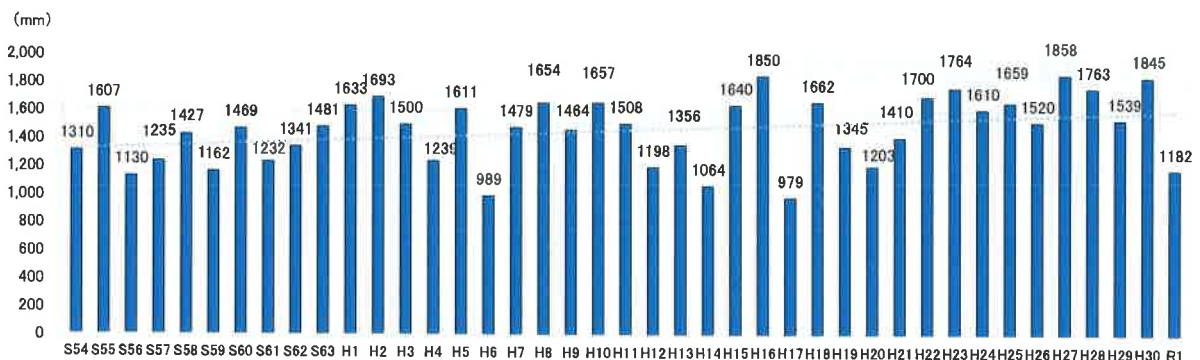


出典：気象庁ホームページ（西脇観測所）

### (2) 降水量

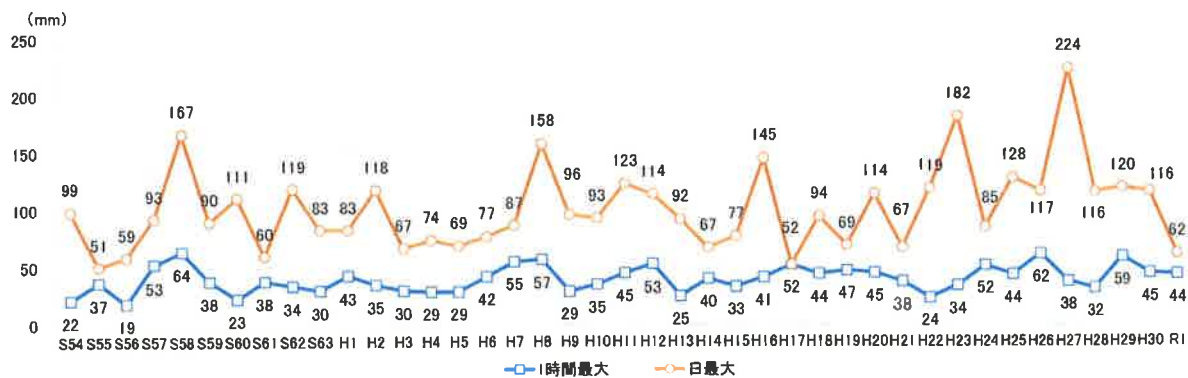
本市の年間の降水量は1,181.5mm、日最大降水量は61.5mm、1時間最大降水量は43.5mmとなっています（令和元（2019）年）。

### 年間降水量



出典：気象庁ホームページ（西脇観測所）

### 1日の最大降水量と1時間最大の降水量



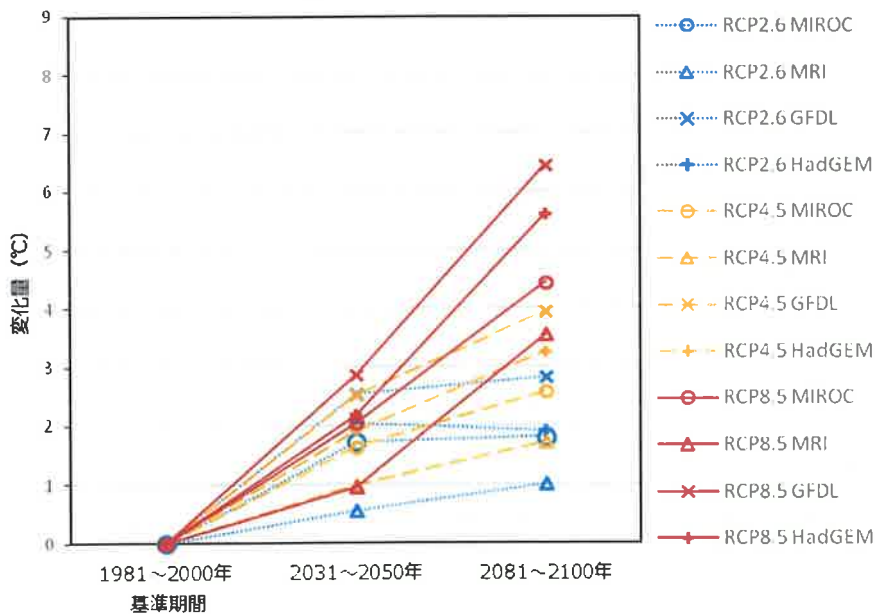
出典: 気象庁ホームページ(西脇観測所)

### (3) 将来予測

兵庫県の将来の年平均気温の変化について、21世紀半ばでは約 0.5℃～3℃、21世紀末では、約 1℃から 6℃以上の変化が予測されています。気温上昇の予測幅は、幅があり不確実性がありますが、いずれにせよ、気温が上昇していくことが明らかとなっています。

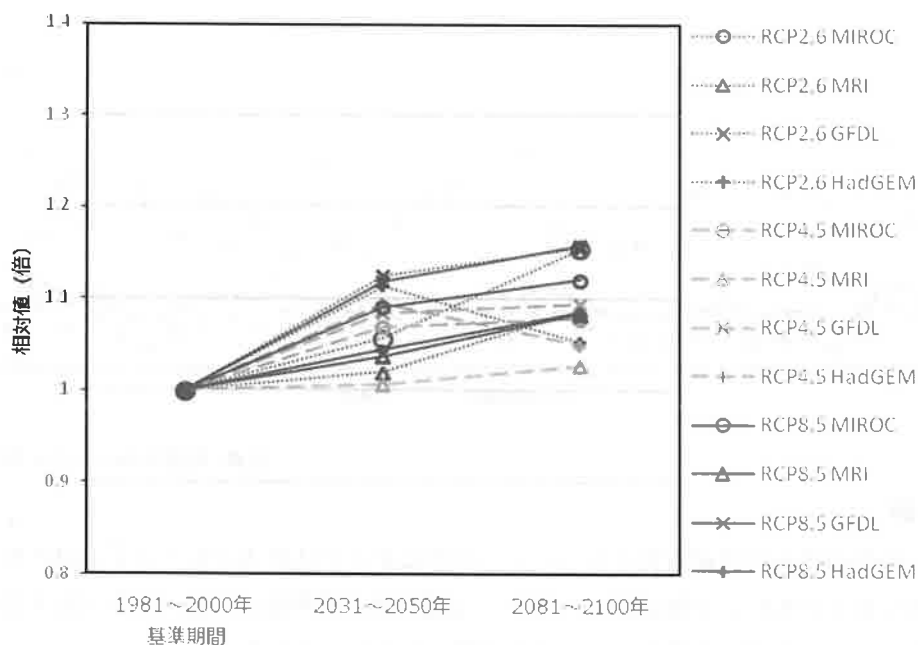
降水量については、変化量として最大約1.15倍の将来予測となっています。

兵庫県 将来の年平均気温



出典: 気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)ホームページ「将来予測:S-8による研究成果 2016年公開版」

### 兵庫県 将来の年降水量



出典:気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)ホームページ「将来予測:S-8による研究成果 2016年公開版」

## 5 西脇市地域の所得循環構造

### (1) 所得循環構造

本市の民間への消費の流入は約 160億円（消費の約11.5%）、エネルギー代金の流出は約43億円（GRPの約3.4%）、民間投資の流出は約59億円（投資の約20.4%）となっています（平成27（2015）年）。

また、再生可能エネルギーのポテンシャルは地域で使用しているエネルギーの0.08倍となっています。

#### 西脇市地域の所得循環構造

	民間への消費の流入出	エネルギー代金の流出	再生可能エネルギーポテンシャル	民間投資の流入出
西脇市	約 11.5%流入 (約 160 億円)	GRP の約 3.4% (約 43 億円)	約 0.08 倍	投資の約 20.4% (約 59 億円)
小野市	約 6.2%流入 (約 97 億円)	GRP の約 3.9% (約 86 億円)	約 0.02 倍	投資の約 3.0% (約 17 億円)
加西市	約 15.1%流入 (約 227 億円)	GRP の約 4.4% (約 77 億円)	約 0.03 倍	投資の約 18.0% (約 77 億円)
加東市	約 18.1%流入 (約 277 億円)	GRP の約 2.0% (約 39 億円)	約 0.04 倍	投資の約 5.7% (約 25 億円)
丹波市	約 7.3%流入 (約 158 億円)	GRP の約 4.8% (約 108 億円)	約 0.23 倍	投資の約 12.6% (約 84 億円)
丹波篠山市	約 6.3%流入 (約 90 億円)	GRP の約 4.3% (約 58 億円)	約 0.72 倍	投資の約 19.2% (約 59 億円)
多可町	約 4.4%流入 (約 29 億円)	GRP の約 6.3% (約 36 億円)	約 0.19 倍	投資の約 25.0% (約 40 億円)
兵庫県	約 3.6%流入 (約 6,311 億円)	GRP の約 4.5% (約 8,845 億円)	約 0.10 倍	投資の約 2.3% (約 1,088 億円)

出典:環境省 地域経済循環分析自動作成ツール(平成27年・2015年データ)

## 6 動植物の状況

兵庫県版レッドデータブックに掲載の西脇市及び西脇市が属する東播磨地域において絶滅が危惧（準絶滅危惧含む）されている動植物の数は以下のとおりとなっています。

### (1) 動物

(単位：種)

区分	分類群	ランク別リスト		
		Aランク(※1)	Bランク(※2)	Cランク(※3)
脊椎動物	哺乳類	—	—	—
	鳥類	18 ウスラほか	61 ヒシクイほか	25 マガシほか
	爬虫類	1 アカウミガメ	—	1 ニホンイシガキ
	両生類	1 ナゴヤタルマガエル	4 カスミサンショウウオほか	6 ニホンヒキガエルほか
	魚類	10 シロヒレタビラほか	3 スナヤツメ南方種ほか	8 ニホンウナギほか
無脊椎動物	昆虫類	25 モートナイトトンボほか	21 オオイトトンボほか	35 ミヤマサナエほか
	クモ類	1 ギノウトテグモ	1 ワスレナグモ	—
	貝類	18 ミヤコトリガイほか	15 ヒロクチカノコほか	12 ツボミガイほか
	その他	6 ムギワラムシほか	17 スジホシムシトキほか	15 コケゴカイほか

※1 兵庫県内において絶滅の危機に瀕している種など、緊急の保全対策、嚴重な保全対策の必要な種。  
 ※2 兵庫県内において絶滅の危険が増大している種など、極力生息環境、自生地などの保全が必要な種。  
 ※3 兵庫県内において存続基盤が脆弱な種。

出典：兵庫県版レッドデータブック  
 2012（昆虫類） 2013（鳥類）  
 2014（貝類、その他無脊椎動物）  
 2017（哺乳類、爬虫類、両生類、魚類、クモ類）

### (2) 植物 1

(単位：種)

区分	分類群	ランク別リスト			
		Aランク(※1)	Bランク(※2)	Cランク(※3)	
維管束植物	シダ植物	2 サンショウほか	9 ヤシザメイほか	6 スズギほか	
	種子植物	裸子植物	—	—	—
		被子植物	74 コハナほか	81 オバシほか	97 サイカシほか
菌類		—	1 フイソダジ	—	

※1 兵庫県内において絶滅の危険が増大している種など、極力生息環境、自生地などの保全が必要な種。  
 ※2 兵庫県内において絶滅の危険が増大している種など、極力生息環境、自生地などの保全が必要な種。  
 ※3 兵庫県内において存続基盤が脆弱な種。

### (3) 植物 2

(単位：群落)

区分	分類群	ランク別リスト		
		Aランク(※1)	Bランク(※2)	Cランク(※3)
植物群落	単一群落	5 湿地植物群落ほか	14 ウバメガシ群落ほか	42 コジイ群落ほか
	複合群落	1 湿地植物群落、池沼植物群落	—	2 湿地植物群落、水田雑草群落、池沼植物群落ほか

※1 規模的、質的にすぐれており貴重性の程度が最も高く、全国的価値に相当するもの。  
 ※2 Aランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県の価値に相当するもの。  
 ※3 Bランクに準ずるもので、市町村的価値に相当するもの。

出典：兵庫県版レッドデータブック 2020（植物・植物群落）



## ◆ 環境基準等

## (1) 大気汚染に係る環境基準

① 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

- ・ 長期的評価：2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。
- ・ 短期的評価：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

② 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

- ・ 日平均値の年間98%値（年間にわたる1日平均値のうち低い方から98%目にくる数値）が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

## ③ 浮遊粒子状物質 (SPM)

- ・ 長期的評価：2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超える日が2日以上連続しないこと。
- ・ 短期的評価：1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

## ④ 光化学オキシダント (OX)

- ・ 1時間値が0.06ppm以下であること。

※ ①②での「2%除外値」とは、年間を通じて測定した1日平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値をいう。

## 大気質測定結果（平成30年度）

	年平均値	観測値			環境基準の適否	
		値 (※)	1日平均値 の最高値	1時間値 の最高値	長期的 評価	短期的 評価
二酸化硫黄	0.001ppm	0.003ppm	—	0.010ppm	○	○
二酸化窒素	0.006ppm	0.013ppm	—	0.038ppm	○	—
浮遊粒子状物質	0.017mg/m <sup>3</sup>	0.053mg/m <sup>3</sup>	—	0.129mg/m <sup>3</sup>	○	○
光化学オキシダント	0.032ppm	0.100ppm	—	—	—	×

※二酸化硫黄、浮遊粒子状物質→2%除外値  
二酸化窒素→日平均値の年間98%値  
光化学オキシダント→昼間の1時間値の最高値

出典：環境白書（兵庫県）・兵庫県一般環境大気測定局データ

## (2) 水質汚濁に係る環境基準（河川）

## ① 生活環境の保全に関するもの 図表 資-11

項目	基準値
pH(水素イオン濃度)	6.5以上8.5以下
BOD(生物化学的酸素要求量)	3mg/L以下
COD(化学的酸素要求量)	5mg/L以下
SS(浮遊物質)	25mg/L以下
DO(溶解酸素)	5mg/L以上
大腸菌群数	5,000MPN/100mℓ以下
T-N(全窒素)	1mg/L以下
T-P(全燐)	0.1mg/L以下

## ② 人の健康の保護に関するもの

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下

(3) 騒音・振動に係る規制基準

①騒音に関するもの（単位：デシベル）

時間の区分 区域の区分	《昼 間》	《朝 夕》	《夜 間》
	午前8時から 午後6時まで	・午前6時から 午前8時まで ・午後6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	70	60

②振動に関するもの（単位：デシベル）

時間の区分 区域の区分	《昼 間》	《夜 間》
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日の午前8時まで
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

(4) 悪臭に係る規制基準

	時間の区分 区域の区分	敷地境界の規制基準 (ppm)			排出水の 規制基準項目	排出水の 規制基準項目
		規制基準項目	順応地域	一般地域		
1	アンモニア	○	5	1	○	
2	メチルメルカプタン	○	0.01	0.002		○
3	硫化水素	○	0.2	0.02	○	○
4	硫化メチル	○	0.2	0.01		○
5	二硫化メチル	○	0.1	0.009		○
6	トリメチルアミン	○	0.07	0.005	○	
7	アセトアルデヒド	○	0.5	0.05		
8	プロピオンアルデヒド	○	0.5	0.05	○	
9	ノルマルブチルアルデヒド	○	0.08	0.009	○	
10	イソブチルアルデヒド	○	0.2	0.02	○	
11	ノルマルペンチルアルデヒド	○	0.05	0.009	○	
12	イソペンチルアルデヒド	○	0.01	0.003	○	
13	イソブタノール	○	20	0.9	○	
14	酢酸エチル	○	20	3	○	
15	メチルイソブチルケトン	○	6	1	○	
16	トルエン	○	60	10	○	
17	スチレン	○	2	0.4		
18	キシレン	○	5	1	○	
19	プロピオン酸	○	0.2	0.03		
20	ノルマル酪酸	○	0.006	0.001		
21	ノルマル吉草酸	○	0.004	0.0009		
22	イソ吉草酸	○	0.01	0.001		

※ 順応地域：主として工業の用に供されている地域その他悪臭に対する順応の見られる地域  
一般地域：順応地域以外の地域

## ◆西脇市環境審議会名簿（計画策定時）

構成委員	氏名	所属団体・機関等
学識経験のある者	◎熊谷 哲	理学博士・兵庫県立大学名誉教授
	小林 拓郎	西脇市動植物生態調査研究グループリーダー
各種団体を代表する者	○松山 秀樹 (～R2. 5. 7)	西脇市連合区長会副会長
	○仲田 保弘 (R2. 5. 8～)	
	遠藤 行博	西脇環境づくり市民会議副代表
	徳岡 敏昭	西脇市保健衛生推進委員会会長
	久米 敏正	西脇市花と緑の協会事務局長
	内橋 昌子 (～R1. 5. 17)	西脇市消費者協会会長
	今中多津子 (R1. 5. 18～)	
	藤原 勇夫	西脇市農業委員会会長
	小田 晴美	市民エコ会議代表
	時政 良光	西脇商工会議所専務理事
公募による市民	戸田 佐千子	
	大崎 夏子	
関係行政機関の職員	木村 紀雄 (H31. 4. 1～)	兵庫県北播磨県民局県民交流室環境参事

※◎は会長、○は副会長

※所属団体・機関名は、令和2（2020）年5月現在

年月日	事 項	主な内容
	※最終追加※	

## 【あ行】

## 01 I o T (モノのインターネット) Internet of Things

I o T (アイオーティー) は、Internet of Things (モノのインターネット) の略称。「様々な物がインターネットにつながること」、「インターネットにつながる様々な物」を指し、I o T が普及するとデータを送受信して情報を受け取ったり、遠隔地から機器を操作できるなど、オフィスでの生産性や家庭生活での利便性が向上します。

## 02 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類され、また、「ごみ」は、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「生活系ごみ」に分類される。

## 03 ウォームビズ

秋や冬は厚着をして、室内暖房温度を低めの20°Cに設定しようという環境省の地球温暖化防止キャンペーンの愛称。ノーネクタイ、ノー上着の軽装を勧めた夏の「クールビズ」の秋冬版といえる。

## 04 うちエコ診断

専門知識を有する診断員が、各家庭の電気やガスの使用状況などを基に、専用のソフトを用いて、“家庭のどこから”、“どれだけ”CO<sub>2</sub>が排出されているのかを分かりやすく示し、各家庭のライフスタイルに応じた効果的な削減対策を個別に提案します。

## 05 エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方のこと。

## 06 エコドライブ

自動車などを利用する際に、おだやかなアクセル操作をしたり、自動車に不要な荷物を積まないなど、環境にやさしい運転により、自動車の燃料消費量を削減することで、大気汚染の原因となる物質や地球温暖化の原因となるCO<sub>2</sub> (二酸化炭素) の排出を抑制させようとする運転技術のこと。

## 07 エコファーマー

平成11 (1999) 年に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(持続農業法) に基づき、化学肥料や化学合成農薬の使用を減らした農家で、都道府県知事が認定した農家のこと。

## 08 SDGs (持続可能な開発目標)

SDGs (エスディーゼーズ) は Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称。平成27 (2015) 年9月に国連で開かれたサミットにおいて、平成27 (2015) 年から令和12 (2030) 年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核となるものがSDGsであり、「誰ひとり取り残さない」社会を築くことを目指して、先進国と途上国が一丸となって達成すべき17の目標(ゴール)と、目標をより具体的に示した169のターゲットからなる。

## 09 温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。京都議定書では、地球温暖化防止のため、「二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)」の6物質が削減対象の温室効果ガスと定められた。また、平成27 (2015) 年に三フッ化窒素が新たに温室効果ガスに加えられた。

## 【か行】

## 10 拡大生産者責任

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方のこと。

## 11 化石燃料

動植物などが地質時代を通じて堆積物となり、地圧・地熱などにより変成してできた有機物で、石炭、石油、天然ガス等の地中に埋蔵されている燃料の総称。

## 12 合併処理浄化槽

浄化槽法の改正により、平成13（2001）年4月以降は、し尿及び雑排水を併せて処理する設備又は施設のことをいい、法改正前の「合併処理浄化槽」は「浄化槽」として扱われることとなった。

これに対し、し尿のみを処理する設備又は施設のことを「みなし浄化槽（法改正前の「単独処理浄化槽」のこと）」といい、「みなし浄化槽」の新規設置は法律で禁止された。

## 13 環境基準

環境基本法の第16条に基づき、政府が定める環境保全の目標。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めている。また、これらの基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと規定されている。

## 14 環境創造型農業

平成21（2009）年4月に兵庫県が「兵庫県環境創造型農業推進計画」を策定し、化学的に合成された肥料及び農薬の低減割合の目標を明確に定め、環境への負荷軽減と安全安心な農産物の生産を基本に、有機農業の一層の推進、生物多様性の保全、地球温暖化の防止等の環境問題に配慮した農業のこと。

## 15 緩衝エリア

自然区域と生活区域の間に起こる衝突や衝撃をやわらげる区域のこと。一般に、里山と呼ばれる区域がその機能を担っている。

## 16 間伐

森林の成長過程で密集化する立木を間引く作業のこと。

## 17 緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減のために行う対策。省エネの取組や再生可能エネルギーなどの低炭素エネルギー、植物によるCO<sub>2</sub>の吸収源対策などがある。地球温暖化の対策には、この「緩和策」と「適応策」がある。

## 18 グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない商品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

## 19 グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

## 20 光化学オキシダント

夏季の日中などに、工場や自動車から排出された大気中の窒素酸化物と炭化水素が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし、生成される酸化性物質の総称のこと。日差しが強く、気温が高く、風の弱い日中に発生しやすく、粘膜への刺激、呼吸器への影響など人に対する影響のほか、農作物などの植物に影響を与える。光化学オキシダントに起因するスモッグが光化学スモッグである。

## 【さ行】

### 21 再生可能エネルギー

消費しても比較的短期間で自然的に再生され、枯渇することがないエネルギー資源のこと。主な再生可能エネルギーとして、太陽光、風力、水力、波力、地熱、太陽熱などが挙げられる。バイオマスも植物の育成による比較的短期間での再生が可能であるため、再生可能エネルギーに含まれる。

### 22 里地里山

奥山と都市の中間に位置し、農林業などに伴う様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落とそれをとりまく二次林、農地、ため池、草原等で構成される地域概念のこと。

### 23 3R（さんあーる、すりーあーる）

リデュース（reduce 廃棄物の発生抑制）、リユース（reuse 再使用）、リサイクル（recycle 再生利用、再資源化）の3つの頭文字をとった言葉。環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会を形成するための重要な考え方であり、資源の有効利用の基本となっている。

### 24 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物のことをいう。処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理の排出者責任に基づき、これによる環境汚染を生じさせないように適正に処理する責務がある。産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物という。

### 25 GRP（域内総生産）

GRP（ジーアールピー）はGross Regional Product（域内総生産）の略称。GDP（国内総生産）は一定期間内に国内で生産された付加価値の総額をいうが、GRPは都市圏や経済圏、県市町村など、一定地域内で生産された付加価値の総額である。

### 26 自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、農林水産業を含む社会経済活動が自然の循環に沿い自然に調和したものとされ、また様々な自然とふれあいの場や機会を確保することにより、自然の営みを将来にわたって享受できる社会のこと。

### 27 循環型社会

廃棄物の発生を抑え、資源の循環利用、リサイクルなどに取り組むことで、環境への負荷をできる限り少なくする社会のこと。

### 28 食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。食品ロスが生じる主な原因としては、家庭系では、調理時に皮を厚くむきすぎるなどの過剰除去、消費期限や賞味期限切れ等による直接廃棄である。事業系では、飲食店などで発生した食べ残し、食品メーカーや小売店における規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残り等である。

### 29 森林環境税

平成30（2018）年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31（2019）年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、これにより、「森林環境税」（令和6（2024）年度から課税）及び「森林環境譲与税」（令和元（2019）年度からの譲与に課税）が創設された。

### 30（森林の）多面的機能

森林が持っている、生物多様性の保全、地球環境保全、土砂災害防止機能、土壌保全機能、水源涵養機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、物質生産機能、文化機能のような多面にわたる機能のこと。

### 31 水源涵養機能

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。また、雨水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと森林土壌を通過することにより、水質を浄化する作用も持っている。

### 32 生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念のこと。遺伝子、種、生態系の3つのレベルでとらえられることが多い。

### 33 ゼロ・エミッション

あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムのこと。狭義には、生産活動から出る廃棄物のうち最終処分（埋め立て処分）する量をゼロにすることをいう。

### 34 創エネルギー

省エネに変わる言葉として、エネルギーを節約するだけではなく、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入など、積極的にエネルギーを創り出していくという考え方のこと。家庭でのエネルギー消費を減らす「省エネ」をさらに進めたコンセプトとして提唱されている。

## 【た行】

### 35 堆きゅう肥

わらや落ち葉を堆積して発酵させれば堆肥となり、動物の糞を発酵させれば厩（きゅう）肥となる。それらを混合したものを堆きゅう肥といい、どちらも有機肥料として使用されている。

### 36 脱炭素

地球温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出を防ぐために、石油や石炭などの化石燃料から脱却すること。太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用を進めるなど、社会全体を低炭素化する努力を続けた結果としてもたらされる持続可能な社会を脱炭素社会という。

### 37 単独処理浄化槽

浄化槽法の改正により、平成13（2001）年4月以降は、し尿のみを処理する設備又は施設のことをいい、法改正前の「単独処理浄化槽」は「みなし浄化槽」として扱われることとなった。現在、みなし浄化槽の新規設置は法律で禁止されている。

### 38 地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のこと。

### 39 地域未来投資促進法

地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進することを目的とする法律である。

### 40 地球温暖化

人間の経済活動などにより、大気中の二酸化炭素をはじめとする「温室効果ガス」が増加し、地球全体の気温が上昇すること。温室効果ガス濃度上昇の原因は、石炭・石油などの化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

### 41 低炭素社会

ビジネスや暮らしの中で、化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で、大気中の温室効果ガスを安定させると同時に生活の豊かさを実感できる社会のこと。